

Divorced Filipino & Japanese / Foreign National 「サーティフィケート オブ ノー オブジェクション (CNO)」 (再婚のフィリピン国籍者と日本国籍者/外国籍者)

「サーティフィケート オブ ノー オブジェクション (CNO)」は、日本に現在在住しているフィリピン国籍者のみに対して発行されています。申請には、フィリピン人申請者と日本人/外国人婚約者の両人が大使館へ来なければなりません。書類は全て **A4 サイズ** で提出して下さい。

フィリピン国籍者の心要書類

- 有効期限内のパスポート** *顔写真のページ (原本提示+コピー1部)
* 申請者の所持するパスポートが有効期限切れ / 破損 / 偽名 / 事実と異なる (名前の一部、誕生日、出生場所) 場合は CNO の申請前に必ず新しいパスポートを申請すること
- NSO 発行の出生証明書** (原本1部+コピー1部)
- 離婚を確認出来る以下の書類** (原本1部+コピー1部)
 - 日本国籍者とフィリピン国籍者との離婚: 「戸籍謄本 (離婚日が記載されたもの)」
(戸籍抄本、離婚受理証明書は不可)
 - 両者ともに外国籍の場合: 「(離婚) 受理証明書」 (離婚届は不可)
- 前回の結婚に関する書類** (原本1部+コピー1部)
 - 日本国内かフィリピン以外の国で結婚した場合: 結婚証明書
 - フィリピン国内で結婚した場合: 認証済みの NSO 発行の結婚契約書
- 国籍証明書** (パスポート上で以前の配偶者の氏を使用している場合のみ申請)
- 証明写真** (パスポートサイズ) (3枚)

日本国籍者の必要書類

- 戸籍謄本 (3ヶ月以内)** (原本1部+コピー1部)
* 再婚の方: 以前の配偶者との婚姻日・離婚日が記載されている 戸籍謄本・改製原戸籍・除籍謄本 等
* 死別の方: 以前の配偶者の死亡日が記載された 戸籍謄本・改製原戸籍・除籍謄本 等
* 戸籍抄本は受け付けません。(「個人事項証明」・「戸籍中の一部のもの」とあるのは戸籍抄本です)

注意: 必ず受け取った戸籍謄本を確認して大使館へ提出して下さい。不備がある書類は受け付けません。

- 公的身分証明書** (有効期限内で写真つきのもの) (原本提示+コピー1部)
次のうちのいずれかを提出して下さい □パスポート □運転免許証 □住民基本台帳カード
写真付の身分証明書が無い場合: 国民健康保険証と住民票
- 証明写真** (パスポートサイズ) (2枚)

外国籍者の必要書類

- 自国大使館発行の CNO 又はそれに相当する書類** (原本1部+コピー1部)
必ず英語に翻訳された CNO を提出して下さい。
在日米軍に所属する者: 結婚許可書
- 有効期限内のパスポートまたは運転免許証** (原本提示+コピー1部)
- 証明写真** (パスポートサイズ) (2枚)

費用: CNO ¥3250 / 婚姻状況宣誓供述書 ¥3250 / 国籍証明書 ¥3250 / 戸籍謄本等の翻訳 各 ¥3250

注意: 必要に応じて追加書類を要求することがあります。担当官の指示に従って下さい。